

# 子育て相談課 子ども発達相談センターにおける 親子教室の業務

発達に不安を感じている、就学前の子どもとその保護者を対象に、親子のふれあい遊び等を通して、子どもの発達の様子やかかわり方について、保健師や保育士等と一緒に考える教室です。保護者が公認心理師と子育てについて学び合う時間も設けています。

そのため、親子教室で、療育（児童発達支援）や、訓練・トレーニング等は行っていません。

保育士は、自由あそびの時間は保護者を交えながら子どもと一緒に遊び、親子のふれあい遊びや設定あそびの時間は、リーダーとなり会の進行をしたり、また、そのフォローをしたりします。

区分	クラス	実施回数	会場	定員
①	2歳児 ※満2歳から	1クール4または6回 月1～2回	・子ども発達相談センター ・鳩ヶ谷庁舎	8組
②	3歳児	1クール4回 月1回	・子ども発達相談センター ・鳩ヶ谷庁舎	10組
	4・5歳児	1クール4回 月1回	・子ども発達相談センター ・鳩ヶ谷庁舎	10組

## <スタッフ>

保育士、保健師、心理スタッフ（公認心理師・臨床心理士）、作業療法士（不定期）

## <年齢や発達段階に合わせた自由あそび、親子のふれあい遊び>

○自由あそび：トランポリンや滑り台、トンネル、ボールプール、ままごとなど

○設定あそび：各年齢共通 手あそび歌、紙芝居や絵本の読み聞かせなど

【2歳児】お絵かきやスタンプなど、座ってする遊び

【3歳児】体を使った親子遊び

【4・5歳児】フルーツバスケットなど、簡単なルールのある遊び

## <保護者の時間>

○子どもと離れ、心理等の専門スタッフから、子どもの発達や子育てのヒントについて話を聞く

○一緒に参加している保護者と意見を交わす

## 業務上の留意事項

- ◎ 保育時間の延長、事業開催のための準備、緊急対応のため勤務時間の延長をお願いする場合があります。また、面接や講座の際の保育をお願いする場合があります。
- ◎ 会計年度任用職員は、地方公務員法の規定に基づき任用される職員であるため、地方公務員法上の服務に関する規定が適用されます。

＜適用される規定（抜粋）＞

- ・信用失墜行為の禁止

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

- ・秘密を守る義務

職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

- ・職務に専念する義務

職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

- ◎ 子育て相談課で採用する会計年度任用職員は、営利企業への従事（兼業）は可能です。ただし、営利企業等従事届出書を提出し、許可されたものに限ります。

## 休暇について

区分	年次有給休暇	夏季休暇（7～9月）
①	5日	5日
②	3日	3日

※区分①については、勤務日数によって異なる場合があります。